資料 10－１

「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」取りまとめ（案）に対する意見募集結果

タイムスタンプ認定制度に関する検討会

「タイムスタンプ認定制度に関する検討会　取りまとめ(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2020 年 12 月 19 日(土)～2021 年 1 月 22 日(金)

○ 意見提出数:8件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

（意見提出順、敬称略）

受付順	意見提出者
1	セイコーソリューションズ株式会社
2	第一国際特許事務所
3	トラストサービス推進フォーラム
4	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
5	日本司法書士会連合会
6	一般財団法人日本データ通信協会
7	個人（２件）
8	
9	
１０	

「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」取りまとめ(案)に対する意見及びこれに対する考え方(案)

該当箇所：　全般	
意見１　タイムスタンプはSociety5.0のインフラとして不可欠。是非、迅速な国による認定制度を整備して欲しい。	**考え方１**
タイムスタンプは、Society5.0のインフラとして不可欠であるとともに、これがグローバルに信任され、国際的な通用性を持つことが制度のインフラとしての必須の要件となる。 この意味で、我が国のタイムスタンプについて、国家としての裏付けを与え、信用性を高めることは極めて重要であるので、是非迅速に国としての認定制度を整えていただきたい。 【第一国際特許事務所】	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
意見２　タイムスタンプはSociety5.0の実現に不可欠な基盤サービス。国による認定制度の制定に沿って、更なる充実化と普及を望む。	**考え方２**
タイムスタンプは、流通するデジタルデータそのものの存在証明をする根幹の技術でありDFFTを根拠つけ、Society5.0を実現には不可欠な基盤サービスであります。 今般、国として一定の技術・運用の基準を明確にし、トラストサービスプロバイダを監査する仕組みが制度として制定されることは、デジタル社会の発展に貢献する、時宜に適った政策であると考えます。この方向に沿った更なる充実化と普及を望みます。 【トラストサービス推進フォーラム】	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
意見３　タイムスタンプの国による認定制度の創設に賛同。同制度が有効に	**考え方３**

活用されることを望む。	
当連合会は，総務省「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ」において創設が提言された，タイムスタンプの国による認定制度（以下「タイムスタンプ認定制度」という。）に賛意を表する。タイムスタンプ認定制度は，政府レベルではＥＵにしかなく，我が国で制度化されれば国内外の様々な場面で利用されることが想定でき，ＤＸ等の推進に寄与するものと考える。 特に司法書士は，登記・裁判等業務を中心として電子署名等を日常的に取り扱っており，今後はタイムスタンプ認定制度に基づくタイムスタンプについても同様に取り扱うことを想定している。当連合会としては，タイムスタンプ認定制度が有効に活用されることを望んでおり，同制度が適正に運用されることを注視することとしたい。 【日本司法書士会連合会】	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
意見４　今般のタイムスタンプの国による認定制度の創設に期待。タイムスタンプの一層の普及が求められると思料。	**考え方４**
弊協会は 2005 年 2 月に「タイムビジネス信頼・安心認定制度」を立ち上げて以来、制度を適切に運用することによりタイムスタンプの普及促進に努めて参りました。2017 年から調査しておりますタイムスタンプの発行数も順調に増加しておりますが、デジタル化に向けた課題やタイムスタンプの特性を考慮すると、より一層の普及が求められると思料致します。 今般、タイムスタンプを国の制度とすることに大いに期待するとともに、弊協会もこれまでの制度運用で得た経験、知見を活かし、新たな国の制度の下、社会から期待される役割の一翼を担い、デジタル社会の推進に貢献して参りたいと存じます。 【一般財団法人日本データ通信協会】	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
意見５　トラストサービスの健全な発展の促進のためには、トラストサービス全体の枠組みを整理の上、体系的な制度設計に取り組むべき。ま	**考え方５**

た、各トラストサービスの技術基準はお互いに整合性が図られるべき。	
タイムスタンプを含めた様々なトラストサービスの健全な発展を促進するためには、トラストサービスに関する技術基準の作成・維持の手段（標準の活用など）、適合性評価機関の位置づけ、評価結果の公開の方法等について、トラスト全体の枠組みの整理を実施した上で、体系的な制度設計に取り組むべきである。 特に、電子署名、e シール、タイムスタンプ等に用いられる電子証明書を発行するトラストサービス（認証局）の技術基準は、お互いに整合性が図られるべきである。例えば、欧州における ETSI EN 319 401（トラストサービスプロバイダの一般ポリシー要件）のような共通の技術基準を設定するなど、体系的な技術基準のあり方を検討するべきである。その際、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定基準を見直していくことも必要ではないか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	頂いたご意見については、今後トラストサービスの包括的な検討を行う場合には参考とさせていただきます。
該当箇所：　①認定の対象（本取りまとめ（案）P13～15）	
意見６　サービスまたはアーキテクチャ単位で認定する制度とするべきではないか。	**考え方６**
総括すると、TAA 以外の例えば、GNSS を時刻源に用いる時刻認証局業務を考える場合、時刻源が放送型のサービスであることから、必然的に当該時刻源に依拠する時刻認証の拠点は分散化されることが見込まれます。 特筆すべき点は、現在、内閣府では準天頂 GNSS 衛星「みちびき」ついて、なりすまし（欺瞞）対策として、衛星の発信する航法メッセージに認証情報（電子署名）を付与する機能を追加する計画を有している点です。 認証情報の付いた「みちびき」の航法メッセージを受信した利用者は、電子署名を	本取りまとめ（案）のＰ９に示したとおり、認定の単位につきましては、現行の日本データ通信協会が運営する認定制度における課題や国際的な整合性の観点を踏まえ、業務（サービス）単位とすることが適切と考えており、頂いたご意見については、参考とさせていただきます。 なお、アーキテクチャが異なっている場合には、当然サービスとしても異なるものとして扱われると考えます。

確認することにより、受信信号の内容が安全であることが確認できるため、この仕組みをタイムサーバーに応用すれば、測位信号のみならず、時刻源の正当性を保証することが併せて可能になります。 　この技術が応用されることで、その時刻源の正確性および可用性の高まりを期待できる一方で、従来の TAA を利用する時刻認証局に比較しても、それらの性能が劣ることはありません。 　そうなれば、GNSS をはじめとする放送型の時刻源を用いた時刻認証局業務は分散化され、数多提供されるようになることが予見でき、集中型で提供される従来方式と比較しても、安価に提供されることが期待できるため、今後の主流になっていくことは容易に想像できます。 　現行では、クライアントサーバー型で発行されるタイムスタンプを前提に制度設計がされていますが、GNSS の時刻源とするタイムスタンプが利用される世界観になると、データセンターに情報が集約される手前で、デジタルドキュメントの発生する現場により近い、エッジ側で時刻認証を施す技術が主流になると考えて、分散型の時刻認証技術の出現を想定した制度設計も必要です。 　そのためには、サービス単位の認定もさることながら、適格な時刻源やセキュリティ基準を採用するタイムサーバーやタイムスタンプユニットを構成する機器（メーカーおよび型番と、それらの組合せパターン）など、アーキテクチャ単位で認定する制度も併せて必要なのではないかと考えます。 　よって、認定の単位については、業務（サービスまたはアーキテクチャ）単位とする案を提言します。 【個人】	
意見７　TSA が自ら時刻の信頼性を確保する方式も認める方向性を支持。また、トレーサビリティの起点となる時刻源は、UTC(NICT)とすることは妥当。	**考え方７**

時刻の信頼性確保に関して、TAA 方式に限定せず、TSA が自ら時刻の信頼性を確保する方式も認める方向性を支持します。 特に、GNSS（GPS TIME）を時刻源として受信できる設備を用いれば、時刻源との誤差精度をμｓオーダーに抑えて同期することが可能であるから、現行の TAA 方式に比べても誤差の少ない時刻を現場で利用できます。 なお、GNSS に搭載されている原子時計は、国際原子時（TAI）を基準に動作しておりますが、国際協定時（UTC）との差分情報が併せて配信されているため、GNSS 信号を受信するタイムサーバーシステムは、常に UTC と正確に同期をとる事ができます。 一方、トレーサビリティの起点となる時刻源は、日本標準時通報機関である「NICT」の UTC（NICT）とすべきか、各国の時刻標準機関 “k”による UTC（k）でも可とするか。という観点については、 GNSS の衛星は世界の主要国各国から打上げられており、時刻同期を目的とする GNSS 受信機も、複数の GNSS 信号を受信した上で補正をとることが一般的であることから、厳密に考えれば、UTC（NICT）に対して直接同期しているわけではないので、UTC（k）も可とする方が望ましいと考えますが、UTC（k）は、UTC（NICT）との差分を算出可能な監査ログを有していることを期待できることから TAA とは異なる時刻源を採用するタイプの時刻認証業務で最終的に採用される時刻は、「UTC（NICT）に対してトレーサブルな時刻源を採用する」ような、書きぶりとすれば、実情に照らし合わせて妥当と考えます。 【個人】	本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。
意見８　タイムスタンプの技術方式は、従来どおりデジタル署名方式・リンキング方式・アーカイビング方式の３つを維持することを支持。	**考え方８**
時刻認証業務におけるタイムスタンプの技術方式については、デジタル署名方式に限定せず、従来通りの 3 方式（デジタル署名方式・リンキング方式・アーカイビング	本取りまとめ（案）の P14 に示したとおり、時刻認証業務の技術方式については、現行の日本データ通信協会が運

方式）の規定を維持することを支持します。 現時点においては、リンキング方式を採用する商用の時刻認証業務のサービスは存在しませんが、当該技術は特にブロックチェーン技術との相性がよく、階層型リンキング方式(ISO/IEC18014-3)による記録方式は、まさにブロックチェーンの内部記録構造と同等であることから、イノベーションの観点からも、この方式がとれる可能性を残していただきたいと考えます。 ブロックチェーンを利用すれば、記録される証跡を第三者が自由に参照可能な状態で公開できることから、現在、アーカイビング方式を採用する時刻認証局業務と比べても業務の透明性を高めることができる点がメリットです。 その他、現行の時刻認証局業務で行われているような、タイムスタンプ情報を格納している階層型マークルツリー（二分木ハッシュ）構造の代表ハッシュ値を、日刊紙や官報に公開する。という従来の業務フローについても、ブロックチェーンを用いれば、その記録構造そのものを第三者が自由にアクセス可能な状態で公開することができるため、デジタルドキュメントの時刻認証を受けたい利用者は、特定の時刻認証事業者の信用に依存したり、当該事業者のシステムダウンタイムの影響を受けたりせずに、タイムスタンプ付与対象のデジタルドキュメントのハッシュ値と、その正確なタイムスタンプ付与時刻を特定する情報を、当該ドキュメントを取り交わす当事者自らの手で照合作業を行うことができます。 【個人】	営する認定制度において認定を受けている事業者は全てデジタル署名方式であり、国際的な整合性の観点からも同方式が一般的であるため、技術方式の基準のメンテナンスに係るコストや総務大臣又は指定調査機関による調査の効率性に鑑みて、まずはデジタル署名方式に限定して認定制度を開始することが適切だと考えております。 他方、今後の技術動向等を踏まえ、必要に応じて他の方式についても検討を行い、適宜基準に新たな技術方式を追加していく必要があると考えており、頂いたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。
意見９　新たな国による認定制度では、海外事業者の参入障壁が低くなるものと推測。国際協調の観点から、制度運用開始後も国際協調に追従しやすい形態を担保する見直しに期待。	**考え方９**
TSA（Time Stamping Authority）が自ら時刻の信頼性を確保する方式も認めること、外国の事業者も申請可能とすること、設備面で他の認証制度（ISO/IEC 15408	本取りまとめ（案）のＰ６に示したとおり、国によるタイムスタンプ認定制度の検討に当たっては、国際的な制度と

（コモンクライテリア）のEAL４+等）も活用することができるようになったことで、海外事業者が日本で事業する障壁が低くなるものと推測する。結果として、国際協調が取りやすくなり、日本企業の海外進出に際するハードルが下がることが期待できる。運用開始後も継続して、国際協調に追従しやすい形態を担保する見直しに期待している。 【個人】	の整合性も考慮して検討を進めてきたところであり、本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
該当箇所：　設備面の基準（同P16～17）	
意見10　タイムスタンプの生成に用いる秘密鍵を格納するHSMの技術基準に賛同。	**考え方10**
タイムスタンプの生成に用いる秘密鍵を格納するHSMについて、FIPS140-2のレベル3認証相当以上の製品に限定。賛同する。 その上で、タイムスタンプの発行に用いる秘密鍵を保護する設備面の基準であるHSMの技術基準と電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証業務のHSMの技術基準とを整合させで頂きたい。後者の技術基準は、同法の施行時のまま、FIPS140-1に基づいており、 タイプスタンプの技術基準が適正であるとするならば、国の制度として整合性を確保し基準を改正する必要があると考えられる。具体的な改正の予定があれば、ご開示願いたい。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。 その他頂いたご意見については、参考として承ります。
該当箇所：　トラステッドリスト（仮称）への記載事項等（同P24）	

意見 11　タイムスタンプから、その発行事業者である TSA が発行時点で基準を満たした事業者であったことを、安全にインターネット上で確認できる仕組み（例えばマシンリーダブルなホワイトリスト）が必要。	**考え方 11**
タイムスタンプの意義は、対象デジタルデータの将来における存在証明にあります。 実際の利用者以外の第三者やコンピュータが依拠者として利用する場面が十分に想定されます。 また、現在のタイムスタンプトークン（以下、TST）の有効期間は、11 年数ヶ月と長期であり、検証が実施される時点が遠い将来となる可能性があります。 TSA は民間事業者であり、残念ながら事業を継続できなくなる場合もあります。 しかしながら、TST が発行された時点では、確かに認定制度の下、一定の基準をクリヤしてトラストなサービスとして提供していたことは事実であり、そのことを正しく検証時に依拠者へ提供することが求められます。 同様に、なんらかの要因でサービスに問題が生じた場合に、可能な限り速やかにその状況を公開する必要があります。 このため、TST から、その発行事業者である TSA が発行時点で基準をクリヤした事業者であったことを安全に、インターネット上で確認できる仕組み、（例えば、ＥＵにおけるトラステッドリストのようなマシンリーダブルなホワイトリスト）が必要と考えます。 【セイコーソリューションズ株式会社】	本取りまとめ（案）の P24 に示したとおり、機械可読な形式については、タイムスタンプの自動検証の観点から有用である一方、トラストサービス横断的な要素もあるため、具体的なデータ形式や構造等を含めた詳細な検討が別途必要であると考えており、頂いたご意見については、今後トラストサービスの包括的な検討を行う場合には参考とさせていただきます。
タイムスタンプの意義は、対象デジタルデータの将来にわたる存在証明にあります。 実際の利用者以外の第三者やコンピュータが依拠者として利用する場面が十分に想定されます。	

また、現在のタイムスタンプトークン（以下、TST）の有効期間は長期であり、検証が実施される時点が遠い将来となる可能性があります。TSA は民間事業者であり、事業を継続できなくなる場合もあります。 しかしながら、TST が発行された時点では、確かに認定制度の下、一定の基準を満たして信頼できるサービスとして提供していたことは事実であり、そのことを正しく検証時に依拠者が確認できることが求められます。 同様に、なんらかの要因でサービスに問題が生じた場合に、可能な限り速やかにその状況が確認できる必要があります。 このため、TST が、発行時点で基準を満たしていた事業者から発行されたものであることを安全にインターネット上で確認できる仕組み（例えば、EU におけるトラステッドリストのようなマシンリーダブルなホワイトリスト）が必要と考えます。DFFT や Society5.0 の実現のために、早期に検討を開始することを望みます。 【トラストサービス推進フォーラム】	
意見 12　認定を受けたタイムスタンプを総務省ホームページに公開することは賛同。ただし、トラステッドリストの在り方についてはトラストサービス全体の体系的な制度設計の中で再度検討が必要。	**考え方 12**
以上の情報をトラステッドリスト（仮称）として、総務省 HP へ公開することで十分か。 認定を受けたタイムスタンプを総務省ホームページにおいて公開することについては賛同する。 ただし、今後、トラスト全体の体系的な制度設計がなされていく中で、日本としてのトラステッドリストの在り方について再検討すべきであると考えられる。 その際、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証業務と併せて、国民にわかりやすいトラステッドリストとして整備されるべきである。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。 本取りまとめ（案）の P24 に示したとおり、機械可読な形式については、タイムスタンプの自動検証の観点から有用である一方、トラストサービス横断的な要素もあるため、具体的なデータ形式や構造等を含めた詳細な検討が別途必要であると考えており、頂いたご意見については、今後トラストサービスの包括的な検討を行う場合には参考とさせていただきます。

【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	
意見 13　認定に係る情報は、トラステッドリストとして過去の履歴情報も含め、マシンリーダブルな形式で長期に亘って公開すべき。	**考え方 13**
認定に係る情報は，トラステッドリストとして，過去の履歴情報も含め，マシンリーダブルな形式で長期に亘って公開すべきである。 マシンリーダブルな形式については，タイムスタンプが技術的にデジタル署名方式を採用する方向であることから，本認定制度において，各トラストサービス共通の標準的なデータ形式や構造等をいち早く定めて公開すべきである。 なお，各認定事業者も，認定を受けた業務によって発行されたタイムスタンプか否かを利用者が明確に特定できるよう情報を公開すべきであり（時刻認証業務の認定に関する規程第３条第５項第６項関係），長期に亘って当該情報の公開を維持すべきである。 【日本司法書士会連合会】	本取りまとめ（案）の P24 に示したとおり、過去の履歴情報については、タイムスタンプの長期的な検証の観点から掲載することが適切だと考えております（ただし、国により認定されたタイムスタンプに関する情報に限る。） 他方、機械可読な形式については、タイムスタンプの自動検証の観点から有用である一方、トラストサービス横断的な要素もあるため、具体的なデータ形式や構造等を含めた詳細な検討が別途必要であると考えており、頂いたご意見については、今後トラストサービスの包括的な検討を行う場合には参考とさせていただきます。
意見 14　EU と同様にトラステッドリストが機械処理可能なオープンデータとして運用されることを期待。	**考え方 14**
トラステッドリスト（仮称）の導入は、機械処理の観点でも、国際通用性の観点でも重要な取組だと認識している。EU と同様にオープンデータ化される運用となることを強く期待します。 【個人】	本取りまとめ（案）の P24 に示したとおり、機械可読な形式については、タイムスタンプの自動検証の観点から有用である一方、トラストサービス横断的な要素もあるため、具体的なデータ形式や構造等を含めた詳細な検討が別途必要であると考えており、頂いたご意見については、今後トラストサービスの包括的な検討を行う場合には参考とさせていただきます。
該当箇所：　TSA 公開鍵証明書を発行する認証事業者の基準（同 P27～28）	

意見 15　TSA 公開鍵証明書を発行する認証局の基準は、事業者単位ではなく、認証局サービス単位であるべき。タイムスタンプ事業者は、TSA 公開鍵証明書を発行する認証局が、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定、WebTrust の認証等のポリシーと同等のポリシーで運用されることを確認すべきである旨を追記してはどうか。	**考え方 15**
TSA 公開鍵証明書を発行する認証局の基準は、事業者単位ではなく、認証局サービス単位であるべきでないか。当該電子証明書を発行する事業者が電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定又は WebTrust の認証を受けている場合であっても、事業者はその目的や用途に応じて、様々な信頼レベルの認証局サービスを行っていることから、当該 TSA 公開鍵証明書自体の信頼性が確認されたとは断定できないのではないか。 すなわち、タイムスタンプ局に対して発行される TSA 公開鍵証明書の信頼性自体が確認されるべきであると考えられる。具体的には、TSA 公開鍵証明書を発行する認証局のポリシーを技術基準として定め、それを確認することが望ましいのではないか。それが困難な場合に、特定認証業務の認定又は WebTrust の認証を受けた事業者の認証局を選定することを求めてはどうか。 したがって、タイムスタンプ事業者は、当該 TSA 公開鍵証明書を発行する認証局が、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定、WebTrust の認証、その他の認証制度や認定制度に基づく適合性評価を受けた認証局のポリシーと同等のポリシーで運用されることを確認すべきである旨を追記してはどうか。 なお、当協会は、その他の認証制度や認定制度として、認証局をはじめとした様々なトラストサービス評価事業（総務省トラストサービス検討ワーキンググループにおける紹介実績あり。）に取り組んでおり、TSA 公開鍵証明書を発行する認証局を選定する際に参考となる情報を公開して参る所存である。	本取りまとめ（案）の P９に示したとおり、タイムスタンプに係る新たな国による認定制度における認定の単位は時刻認証業務（サービス）単位であり、時刻認証事業者に対して TSA 公開鍵証明書を発行する認証事業者（認証局）の当該証明書発行業務については認定の対象外であるため、何かしら基準を設けて確認することは困難だと考えております。このような観点から、本取りまとめ（案）の P28 に示したとおり、TSA 公開鍵証明書を発行する認証事業者の基準は、現行の制度からのシームレスな移行も考慮した上で、事業者としての信頼性を客観的に判断する基準として、電子署名法の認定認証事業者または WebTrust の認証を取得した事業者であることを求めることが適切だと考えており、頂いたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。

【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	
該当箇所：　利用拡大に向けた取組（同 P29）	
意見 16　タイムスタンプについて新たな国による認定制度が整備されることで、民法施行法上完全な証拠力を持つとされる「確定日付」に十分に適用できるものとなり、そのタイムスタンプを利用することは、安全なデジタル化の促進に貢献するものと思慮。	**考え方 16**
本制度が施行されることで、国による一定の基準の下、監査監督された事業者が、適格にデジタルデータに時刻情報を付与する仕組みとなります。 このことから、この制度において発行されるタイムスタンプも民法施行法で、完全な証拠力を持つとされている「確定日付」に十分に適用できるものと思われます。 Society5.0 実現にむけて、デジタルデータそのものへの「確定日付」付与は今後より多く求められるものと思料します。 紙社会以上に膨大な情報がやりとりされるデジタル社会において、情報の証拠力確保手段として簡便に取得できるタイムスタンプを利用することは、安全なデジタル化の促進に貢献するものと考えます。 【セイコーソリューションズ株式会社】	頂いたご意見については、参考とさせていただきます。
意見 17　コトの尺度である時刻を用いた電子データの信頼性を担保するタイムスタンプが国の制度として確立されることは大変有意義。	**考え方 17**
コトの尺度である時刻を用いた電子データの信頼性を担保するタイムスタンプは、デジタル情報の信頼性が求められる DX 時代には欠かせないサービスです。 付与される時刻や運用・技術が国の制度として確立されることは大変有意義なことと思います。 さらなる利用拡大に向けた取組を期待します。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。

【セイコーソリューションズ株式会社】	
意見 18　一つの社会基盤として利用されている「確定日付」に加えて、タイムスタンプも位置づけることで、デジタルトランスフォーメーションの促進に寄与することを期待。	**考え方 18**
民法施行法において「確定日付」が定義されており、従来の紙文書を中心とした重要な一つの社会基盤として利用されてきました。これからのデータ中心のデジタル社会においては、従来の「確定日付」に加えて社会基盤として本制度によるタイムスタンプを位置づけることで、デジタルトランスフォーメーションの促進に寄与することが大いに期待され、今後の検討を深めていくことが必要と考えます。 【トラストサービス推進フォーラム】	頂いたご意見については、参考とさせていただきます。
意見 19　国は、ユースケースについて常に調査・公表し、適用領域の拡大に向けて法令・ガイドライン策定や改廃について行動すべき。また、各トラストサービスの法的根拠、役割、相関関係等を俯瞰的かつわかりやすく示すべき。特にタイムスタンプについては、既存の確定日付等との差違をわかりやすく説明すべき。	**考え方 19**
国は，ユースケースについて常に調査し，可能な限り迅速かつ具体的に公表すべきであり，適用領域の更なる拡大に向けて，各省庁等だけでなく各民間団体とも協議し，必要な法令・ガイドラインの策定・改廃について積極的に行動すべきである。 　また利用者の利便性向上や導入の契機となるよう，各トラストサービスの法的根拠や位置付け，その役割，相関関係等を俯瞰的かつわかりやすい方法で示すべきである。 　特にタイムスタンプについては，既存の確定日付（民法施行法（明治３１年６月２１日法律第１１号）第５条第１項第２号）や電子確定日付（同条第２項第３項）との差異を丁寧かつわかりやすく説明し，適用領域を更に拡大するとともに，無用の混乱	本取りまとめ（案）の P29 に示したとおり、より一層タイムスタンプの利用が拡大するよう国民に対する周知啓発等の広報活動を行うとともに、法令・ガイドラインの所管省庁等に新たな国による認定制度のタイムスタンプの位置付けについて働きかけていくことが重要だと認識しており、頂いたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。

が起きないようにすべきである。 【日本司法書士会連合会】	